

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「定める課」の次に「（下水道課を除く。）」を加える。

別表第1市長公室総合政策課の項中

「

課長	市長公室総合政策課	(現) 企画係長及び係員
課付課長	市長公室総合政策課	(現) 街づくり推進係長及び係員

を

」

「

課長	市長公室総合政策課	(現) 企画係長及び係員 (現) 街づくり推進係長及び係員
----	-----------	----------------------------------

に改め、

」

同表くらし文化部市民課の項中「マイナンバー推進係長及び係員」を「スマート窓口推進係長及び係員」に改め、同表中

「

くらし文化部文化スポーツ振興課	課長	くらし文化部文化スポーツ振興課	(現) スポーツ振興係長及び係員
	係担当	文化センター	(現) 文化センター係長及び係員
	課長	市民会館	(現) 市民会館係長及

を

	館係担 当課長		び係員
--	------------	--	-----

」

「

くらし文化 部文化スポ ーツ振興課	課長	くらし文化部文 化スポーツ振興 課	(現) スポーツ振興係 長及び係員 (現) 文化振興係長及 び係員
	課付 課長	文化センター	(現) 文化センター係 長及び係員
		市民会館	(現) 市民会館係長及 び係員

に改め、

」

同表健康福祉部健康・こども家庭局こども未来課の項中「健康福祉部健康・こども家庭局こども未来課」を「健康福祉部健康・こども家庭局幼保こども園課」に、

「

(現) 保育係長及び係員 (現) 幼稚園係長及び係員

を

「

(現) 幼保こども園係 長及び係員

に改め、

」

」

同表環境経済部環境政策課の項中「環境対策係長」を「環境政策係長」に改め、同表教育委員会事務局まなび推進課の項中「地域学習係担当課長」を「地域連携推進係担当課長」に、「地域学習係長及び係員」を「地域連携推進係長及び係員」に改める。

別表第2中

「

総合政策課長
総合政策課付課長

を

「

総合政策課長

に改め、

」

」

同表市民課長の項中「マイナンバー推進係長及び係員」を「スマート窓口推進係長及び係員」に改め、同表文化スポーツ振興課長の項中

「

(現) スポーツ振興係長及び係員

」を「

(現) スポーツ振興係長及び係員
(現) 文化振興係長及び係員

」に改め、

同表中

「

文化スポーツ振興課文化センター係担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 文化センター係長及び係員
	文化センターの使用料の収納	
文化スポーツ振興課市民会館係担当課長	市民会館の使用料の収納	(現) 市民会館係長及び係員

」を

「

文化スポーツ振興課付課長	文化センターの使用料の収納	(現) 文化センター係長及び係員
	市民会館の使用料の収納	(現) 市民会館係長及び係員

」に改め、

同表中

「

こども未来	保育所及びこども園保	(現) 保育係長及び係員
-------	------------	--------------

」

課長	育料、給食費、延長保育料、一時保育負担金及び預かり保育料の収納	員	を
	預かり保育料の収納	(現) 幼稚園係長及び係員	

」

「

幼保こども園課長	保育所及びこども園保育料、給食費、延長保育料、一時保育負担金及び預かり保育料の収納	(現) 幼保こども園係長及び係員	に改め、
----------	---	------------------	------

」

同表保育所長の項中「給食費」の次に「及び延長保育料」を加え、同表こども園長の項中「給食費」の次に「、延長保育料」を加え、同表環境政策課長の項中「環境対策係長」を「環境政策係長」に改め、同表まなび推進課地域学習係担当課長の項中「まなび推進課地域学習係担当課長」を「まなび推進課地域連携推進係担当課長」に、「地域学習係長及び係員」を「地域連携推進係長及び係員」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。